

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 29) (法人住民税、法人事業税：義) (自動連動) (地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 29) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 法人又は個人が、令和3年3月31日までに過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率：機械及び装置…10/100、 建物及び附属設備…6/100 《要望の内容》 対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直しを行った上で、10年間延長し、令和13年3月31日までとする。 ○見直し内容 i 対象業種に「情報サービス業等※」を追加する。 ※「情報サービス業等」 ・情報サービス業 ・有線放送業 ・インターネット付随サービス業 ・次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行う者に限るものとし、前記に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業 a 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 b 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

(租税特別措置法施行規則第二十条の十六第七項と同様)

- ii 対象設備(対象全業種)に「構築物」を追加し、旅館業の対象設備に「機械及び装置」を追加する。
- iii 取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。
また、資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。
- iv 「新增設以外の取得等」を対象に追加する。
- v 通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を以下のとおり見直す。

割増償却(5年間)

償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の 32/100

: 建物・附属設備、構築物

普通償却限度額の 48/100

・上記償却方法等の見直しによる必要な経過措置を講じる。

- vi 適用期間を10年延長する。

<その他>

市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては過疎市町村が作成する市町村計画(以下、「市町村過疎計画」という。)に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとする。

○対象業種ごとの見直し内容

1. 製造業・旅館業

(1) 対象

築物の新增設に係る取得

a 資本金5,000万円以下の事業者

: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

b 資本金5,000万円超の事業者

: 機械・装置、建物・附属設備、構築物

(2) 取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限額以上である場合

資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円以上
取得価額	500万円	1,000万円	2,000万円

2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1) 対象

a 資本金5,000万円以下の事業者

: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

b 資本金5,000万円超の事業者

: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等

(2) 取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合

		<その他> (1) 税制特例の適用に当たって、立地目標等の市町村過疎計画への記載を要件化 過疎税制は事業者の投資促進による雇用の創出・確保を図る上で重要な特例措置であり、新たな過疎対策において、官民が一体となって産業振興策に取り組み、その効果を更に高める観点や、国庫支出金や地方債等の他の特例措置との相乗効果を高める観点から、税制適用にあたっては市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することを要件とする（記載事項、作成手続きについては、過疎新法（仮称）における市町村過疎計画の記載事項等の見直しと一体的に検討する）。計画の記載事項については経過措置を検討する。 (2) 過疎地域から除外することとなる地域における税制特例の適用 過疎新法（仮称）の制定により、過疎地域から外れる地域が生じる可能性がある。このような地域においても一定の期間、本特例措置を適用する。（過疎新法（仮称）における過疎地域の指定要件の見直し、財政措置に対する経過措置の検討と一体的に検討する。） 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
5	担当部局	農村振興局農村政策部地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 2 年 5 月～9 月 分析対象期間：平成 28 年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 45 年創設 平成 2 年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 平成 12 年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の 5 年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度：適用期限の 2 年延長 平成 19 年度：適用期限の 2 年延長 平成 21 年度：適用期限の 1 年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度：適用期限の 2 年延長 平成 25 年度：適用期限の 2 年延長 平成 27 年度：適用期限の 2 年延長 平成 29 年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の 2 年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。 平成 31 年度：適用期限の 2 年延長

8	適用又は延長期間		10 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 （１）政策目的 現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和 2 年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。 新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。 （２）施策の必要性 過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るためには、民間企業による設備投資を促進することが必要である。 対象業種については、過疎地域の地域資源を活用する業種として本制度で講じてきた「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」に加え、過疎地域において、若者に魅力ある職場の確保、Society5.0 時代を見据えた地域産業の振興、ポストコロナ時代の新たな働き方への対応、過疎地域の条件不利性の解消などの観点から「情報サービス業等」を追加する必要がある。 適用要件については、現行制度においては取得価額「2,000 万円超」の「新增設（雇用の増大をもたらすもの）」で、「建物・付属設備等、機械・装置等」を対象としてきたところであるが、過疎地域の雇用機会の創出・確保方策として課題があり、また事業者や地方公共団体からの要望も踏まえ、以下のとおり見直しが必要である。 第一に、地域資源を生かした内発的な設備投資や情報サービス業等の設備投資を促す必要があるが、過疎地域の立地企業は我が国全体と比較しても小規模な企業の割合が高く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、資本金の規模に応じ、取得価額要件を引き下げる必要がある。 第二に、我が国全体が人口減少下にある中、過疎地域の人口流出抑制のためには、企業活動を継続し、雇用の維持を図ることが重要であることから、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加するとともに、雇用の「増大」に寄与することが見込まれる設備投資に限定している現行制度について、雇用の維持に寄与する設備投資についても措置の対象とする。

特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、過疎地域における企業活動の持続に重点をおいた税制見直しを行う一環として、5年間適用可能な割増償却制度への移行を行う必要がある。その際、償却率については、税制特例効果を拡大するため、少なくとも他の条件不利地域振興立法関係の償却率以上である必要がある。

（なお、耐用年数40年を上回る場合の建物については、他の条件不利地域振興立法と同等の償却率の場合、税制特例効果が現行の特別償却制度を下回ることにより留意が必要）

（３）要望の措置の必要性

過疎地域における製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の設備投資を促進し、雇用機会の拡大を図るため、2,000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきた。

この措置については、実際に活用事業者の雇用数増等の成果を上げており、過疎地域における経済活動の実態を鑑みれば、一定の効果があったと評価できる。

今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績も踏まえつつ、事業者や地方公共団体からの要望にも可能な限り応え、新たな過疎対策の一環として、過疎地域に立地する事業者の設備投資をさらに拡大することで、地域産業の内発的発展等による地域経済の活性化及び雇用の創出・確保に貢献することが見込まれ、人口流出の抑制及び人口流入の拡大に資するものと考えられる。

具体的に見込まれる効果については、以下のとおりである。

- i 現在、税制優遇措置の取得価額の下限額を2,000万円としているが、今年度過疎対策室において過疎地域に所在する事業者に行ったアンケート調査結果（別紙3）によれば、500万円～2,000万円以下の設備投資を行った事業者（14.3%）が、一定程度存在する。このため、取得価額の下限額を2,000万円から500万円に引き下げることで、500万円～2,000万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。
- ii 中小企業者の投資実績を踏まえ、毎年度一定規模で建物や機械等の新增設以外の取得等に係る設備投資を対象に追加することで、計画的な設備投資を促進する効果及び雇用の維持、確保を図る効果が生じる。
- iii 「経済財政運営と改革の基本方針2020」ではポストコロナ時代を見据え、「社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society5.0を実現する。」、「地方創生に向けてSociety5.0を全国で展開し」ていくとされている。情報サービス業等は、Society5.0の実現に向けた技術の活用が最も期待出来る分野であり、過疎地域においても需要が見込まれ、更なる雇用の創出効果が生じる。さらに、情報サービス業等は、特に若者にとって需要があると見込まれる業種であり、また地理的な条件の影響を受けに

	くいという点からも、情報サービス業等を対象業種とすることにより、一定数の雇用の維持及び確保を図ることが可能となる。 iv 償却の方法を特別償却から割増償却に変更することで、複数年に渡り割増して減価償却費用を計上することが可能となるため、事業者のより効率的な資金運用を促進する等の効果が生じる。 v 旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を図ることが可能となる。 更に、税制適用の要件として、市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとすることで、より効果的な産業振興策に資する措置となることが期待される。 過疎新法（仮称）において一体的に検討されている過疎市町村の過疎対策の実効性を高めるための計画への目標設定や、フォローアップの仕組み等が導入されれば、分野横断で総合的な過疎対策を講じることによる人口減少の抑制効果も期待できる。 《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）（抄） 第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。 第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を行うことにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。 第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 第30条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物
--	---

を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

○農林水産業・地域の活力創造プラン

（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 30 年 11 月 27 日改訂）

Ⅱ 基本的考え方

森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域

で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

Ⅲ 政策の展開方向

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。

（略）とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

（1）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

（略）中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、（略）生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。

		② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、（略）多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。 また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。 オ 農村への農業関連産業の導入等 （略）農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。 ③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。
②	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農村の振興 《政策分野》 ⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。 新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、雇用の創出、確保を図ることで、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の増大を目標とする。

○測定指標：

- (1) 過疎市町村の人口に対する社会増減数
- (2) 本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数

○目標値：

- (1) 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする。
- (2) 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。

※(1)について

- ・ 9②政策体系における政策目的の位置づけによる。
過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を▲0.62%以上とする。
過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえ、過疎地域における税制特例をはじめとする総合的な施策を講じることにより、過疎地域からの転出者の抑制及び転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されと考えられることから、指標として設定。
- ・ 平成20年度～平成22年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、
 $(\text{過疎市町村への転入者数} - \text{過疎市町村からの転出者数}) / \text{過疎市町村の人口}$ で算出

※(2)について

- ・ 本特例措置の政策目的は過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることであり、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の抑制を目標としているが、(1)の測定指標及び目標値のみでは本特例による直接的な効果がわかりにくいことから、補完する指標として(2)新規雇用者数の目標を定めることとする。
- ・ 目標値（222人）の算出方法については、平成27年度～令和元年度の過疎対策室調査の平均新規雇用者数としている。

平成27年度の新規雇用者数：185人

平成28年度：132人

平成29年度：260人（うち推計8人）

平成30年度：280人

令和元年度：253人

なお、これまでは現行過疎法第30条において、「雇用の増大に寄与すると認められるときは、（中略）特別償却を行うことができる。」とされていることから、新規雇用者数のみを測定目標としていた。

新たな過疎法の制定に向けた議論では、全国的に人口減少下にある現状を踏まえ、雇用の維持及び確保に重点を置いていることから、測定目標及び目標値について前回評価時点から変更している。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保により、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合が増大し、ひいては政策目的

			である人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。																																																																																																																
10	有効性等	① 適用数	単位：件 <table><tr><th>年度</th><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th><th>農林水産物等販売業</th><th>情報サービス業等</th><th>合計</th></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>66</td><td>2</td><td>0</td><td>－</td><td>－</td><td>68</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>73</td><td>2</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>76</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>70</td><td>2</td><td>－</td><td>0</td><td>－</td><td>72</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>70</td><td>2</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>73</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>71</td><td>2</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>74</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>111</td><td>5</td><td>－</td><td>5</td><td>21</td><td>142</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>222</td><td>10</td><td>－</td><td>10</td><td>42</td><td>284</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>333</td><td>15</td><td>－</td><td>15</td><td>63</td><td>426</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>444</td><td>20</td><td>－</td><td>20</td><td>84</td><td>568</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>555</td><td>25</td><td>－</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>555</td><td>25</td><td>－</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>555</td><td>25</td><td>－</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>555</td><td>25</td><td>－</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr><tr><td>令和 11 年度</td><td>555</td><td>25</td><td>－</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr><tr><td>令和 12 年度</td><td>555</td><td>25</td><td>－</td><td>25</td><td>105</td><td>710</td></tr></table> ※下線を付した年度は、推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 平成 28～30 年度における件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出）による。ただし、令和元年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。 ○令和 4 年度以降について 令和 4 年度については令和 3 年度の適用見込（令和 3 年度継続分）と令和 4 年度の新規適用見込分（※）を合計したもの。令和 5 年度から令和 7 年度についても、同様に過年度継続分に新規適用見込分（※）を合計して算出。令和 8 年度以降については、令和 7 年度の数値を横置き。 （※ 新規適用見込分は令和 3 年度適用見込分と同数としている。 なお、5 か年の割増償却を想定しているため、令和 8 年度以降は令和 7 年度の数値を横置きしている。） また、推計方法については別紙 1 参照。	年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	平成 28 年度	66	2	0	－	－	68	平成 29 年度	73	2	－	1	－	76	平成 30 年度	70	2	－	0	－	72	令和元年度	70	2	－	1	－	73	令和 2 年度	71	2	－	1	－	74	令和 3 年度	111	5	－	5	21	142	令和 4 年度	222	10	－	10	42	284	令和 5 年度	333	15	－	15	63	426	令和 6 年度	444	20	－	20	84	568	令和 7 年度	555	25	－	25	105	710	令和 8 年度	555	25	－	25	105	710	令和 9 年度	555	25	－	25	105	710	令和 10 年度	555	25	－	25	105	710	令和 11 年度	555	25	－	25	105	710	令和 12 年度	555	25	－	25	105	710
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																																																																																													
平成 28 年度	66	2	0	－	－	68																																																																																																													
平成 29 年度	73	2	－	1	－	76																																																																																																													
平成 30 年度	70	2	－	0	－	72																																																																																																													
令和元年度	70	2	－	1	－	73																																																																																																													
令和 2 年度	71	2	－	1	－	74																																																																																																													
令和 3 年度	111	5	－	5	21	142																																																																																																													
令和 4 年度	222	10	－	10	42	284																																																																																																													
令和 5 年度	333	15	－	15	63	426																																																																																																													
令和 6 年度	444	20	－	20	84	568																																																																																																													
令和 7 年度	555	25	－	25	105	710																																																																																																													
令和 8 年度	555	25	－	25	105	710																																																																																																													
令和 9 年度	555	25	－	25	105	710																																																																																																													
令和 10 年度	555	25	－	25	105	710																																																																																																													
令和 11 年度	555	25	－	25	105	710																																																																																																													
令和 12 年度	555	25	－	25	105	710																																																																																																													

		○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて 平成 30 年度実績（72 件）は、前回要望時（平成 31 年）における見込み（70 件）を上回っており、想定外に僅少であるとは言えない。 ただし、旅館業及び農林水産物等販売業については、それぞれ 2 件、0 件とされ、僅少となっている。																																																																																																																
②	適用額	単位：千円 <table><tr><th>年度</th><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th><th>農林水産物等販売業</th><th>情報サービス業等</th><th>合計</th></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>1,105,191</td><td>28,317</td><td>0</td><td>-</td><td>-</td><td>1,133,511</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>1,627,755</td><td>15,470</td><td>-</td><td>3,670</td><td>-</td><td>1,646,895</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>2,348,039</td><td>45,418</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>2,393,457</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,693,662</td><td>29,735</td><td>-</td><td>1,835</td><td>-</td><td>1,725,232</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>1,889,819</td><td>30,208</td><td>-</td><td>1,835</td><td>-</td><td>1,921,862</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>640,562</td><td>34,021</td><td>-</td><td>2,811</td><td>114,409</td><td>791,803</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>1,121,799</td><td>63,880</td><td>-</td><td>5,264</td><td>202,915</td><td>1,393,856</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>1,485,773</td><td>90,675</td><td>-</td><td>7,452</td><td>272,354</td><td>1,856,253</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>1,763,441</td><td>115,216</td><td>-</td><td>9,446</td><td>327,762</td><td>2,215,863</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>2,021,860</td><td>139,253</td><td>-</td><td>11,397</td><td>380,040</td><td>2,552,548</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>2,021,860</td><td>139,253</td><td>-</td><td>11,397</td><td>380,040</td><td>2,552,548</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>2,021,860</td><td>139,253</td><td>-</td><td>11,397</td><td>380,040</td><td>2,552,548</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>2,021,860</td><td>139,253</td><td>-</td><td>11,397</td><td>380,040</td><td>2,552,548</td></tr><tr><td>令和 11 年度</td><td>2,021,860</td><td>139,253</td><td>-</td><td>11,397</td><td>380,040</td><td>2,552,548</td></tr><tr><td>令和 12 年度</td><td>2,021,860</td><td>139,253</td><td>-</td><td>11,397</td><td>380,040</td><td>2,552,548</td></tr></table> ※ 1： 単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない年度がある。 ※ 2： 下線を付した年度は、推計値を記入している。推計方法については別紙 1 参照。 ※ 3： 令和 3 年度以降については機械：耐用年数 10 年、建物：耐用年数 30 年として算出。 ○実績の計上根拠について 適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出）による。ただし、令和元年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。	年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	平成 28 年度	1,105,191	28,317	0	-	-	1,133,511	平成 29 年度	1,627,755	15,470	-	3,670	-	1,646,895	平成 30 年度	2,348,039	45,418	-	0	-	2,393,457	令和元年度	1,693,662	29,735	-	1,835	-	1,725,232	令和 2 年度	1,889,819	30,208	-	1,835	-	1,921,862	令和 3 年度	640,562	34,021	-	2,811	114,409	791,803	令和 4 年度	1,121,799	63,880	-	5,264	202,915	1,393,856	令和 5 年度	1,485,773	90,675	-	7,452	272,354	1,856,253	令和 6 年度	1,763,441	115,216	-	9,446	327,762	2,215,863	令和 7 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548	令和 8 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548	令和 9 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548	令和 10 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548	令和 11 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548	令和 12 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																																																																																												
平成 28 年度	1,105,191	28,317	0	-	-	1,133,511																																																																																																												
平成 29 年度	1,627,755	15,470	-	3,670	-	1,646,895																																																																																																												
平成 30 年度	2,348,039	45,418	-	0	-	2,393,457																																																																																																												
令和元年度	1,693,662	29,735	-	1,835	-	1,725,232																																																																																																												
令和 2 年度	1,889,819	30,208	-	1,835	-	1,921,862																																																																																																												
令和 3 年度	640,562	34,021	-	2,811	114,409	791,803																																																																																																												
令和 4 年度	1,121,799	63,880	-	5,264	202,915	1,393,856																																																																																																												
令和 5 年度	1,485,773	90,675	-	7,452	272,354	1,856,253																																																																																																												
令和 6 年度	1,763,441	115,216	-	9,446	327,762	2,215,863																																																																																																												
令和 7 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548																																																																																																												
令和 8 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548																																																																																																												
令和 9 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548																																																																																																												
令和 10 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548																																																																																																												
令和 11 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548																																																																																																												
令和 12 年度	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548																																																																																																												

○本特例措置の適用の偏りについて

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

（平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出）によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない（別紙 1 3 参照）。

また、令和 2 年度過疎対策室調査によれば、令和元年度実績は、本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は 52 市町村であり、都道府県でみると 26 道府県にわたっており、地域的にも偏りはない（別紙 2 参照）。

③ 減収額

《法人税》

単位：千円

年度	製造業	旅館業	コール センター	農林水産 物等販売 業	情報サー ビス業等	合計
平成 28 年度	258,615	6,626	0	—	—	265,242
平成 29 年度	380,894	3,620	—	859	—	385,373
平成 30 年度	544,745	10,537	—	0	—	555,282
令和元年度	392,930	6,899	—	426	—	400,254
令和 2 年度	438,438	7,008	—	426	—	445,872
令和 3 年度	148,610	7,893	—	652	26,543	183,698
令和 4 年度	260,257	14,820	—	1,221	47,076	323,375
令和 5 年度	344,699	21,037	—	1,729	63,186	430,651
令和 6 年度	409,118	26,730	—	2,191	76,041	514,080
令和 7 年度	469,072	32,307	—	2,644	88,169	592,191
令和 8 年度	469,072	32,307	—	2,644	88,169	592,191
令和 9 年度	469,072	32,307	—	2,644	88,169	592,191
令和 10 年度	469,072	32,307	—	2,644	88,169	592,191
令和 11 年度	469,072	32,307	—	2,644	88,169	592,191
令和 12 年度	469,072	32,307	—	2,644	88,169	592,191

※ 下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出）による。令和元年度及び令和 2 年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○法人税の減収額の算出方法

前述の 10②の適用額（特別償却限度額）に、基本税率（平成 28 年度～29 年度：23.4%、平成 30 年度以降：23.2%）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

《法人住民税、法人事業税》（参考）

年度	地方税の影響額（千円）	
	法人住民税	法人事業税
平成 28 年度	34,677	98,987
平成 29 年度	49,712	98,747
平成 30 年度	71,941	132,924
令和元年度	52,110	110,219
令和 2 年度	57,921	113,963
令和 3 年度	29,575	40,382
令和 4 年度	52,063	71,087
令和 5 年度	69,335	94,669
令和 6 年度	82,767	113,009
令和 7 年度	95,343	130,180
令和 8 年度	95,343	130,180
令和 9 年度	95,343	130,180
令和 10 年度	95,343	130,180
令和 11 年度	95,343	130,180
令和 12 年度	95,343	130,180

※ 下線を付した年度は、推計値を記入している。

減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。

○実績の計上根拠について

平成 28 年度～30 年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出）による。令和元年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・ 令和元年度：平成 28 年度～30 年度の 3 年平均。
（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・ 令和 2 年度：平成 29 年度～令和元年度（見込み）の 3 年平均。
- ・ 令和 3 年度以降：前項「適用額」及び上記法人税減収額を基に以下の式にて算出。

【法人住民税】

減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額

- ・ 法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率
- ・ 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率

※ 県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による

		【法人事業税】 減収額＝適用額×法人事業税率 ※ 法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）」による																		
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 単位：人 <table><tr><th></th><th colspan="3">実績</th><th>見込み</th><th>目標値</th></tr><tr><th>年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</td><td>132</td><td>260</td><td>280</td><td>253</td><td>296</td></tr></table> ※ 1 平成 28 年～令和元年度の実績は、過疎対策室調査により把握※。 ※ 2 令和 2 年度は見込み値。 ※ 前記 9-③に記載したとおり、今回新たな過疎対策ということで測定目標を変更しているところではあるが、当該欄には前回目標の達成状況について記載する。 ○所期の目標の達成状況 前回要望時（平成 31 年度）では、令和元年度～2 年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 568 人と見込んでいたが、令和 2 年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると 549 人の見込みとなっている。 前回要望時の目標との乖離が見られるが、この原因としては、前回要望時の目標が、平成 29 年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の見込み（新規雇用者数 252 人、適用金額 1,270,746 千円、適用件数 70 件）を基に推計されたものであるところ、直近の推計（令和元年度見込み：新規雇用者数 253 人、適用金額 1,725,232 千円、適用件数 73 件）と比較すると、適用金額は大きく増加したが、適用件数及び新規雇用者数については、増加はしたものの、適用金額の伸び率と比較すると僅少であり、設備投資金額数と新規雇用者数の増加幅が連動しなかったためと考えられる。 ○旅館業及び農林水産物等販売業の適用件数が僅少である理由 旅館業及び農林水産物等販売業に係る過去の適用数（平成 28 年度における旅館業 2 件、平成 29 年度における旅館業 2 件及び農林水産物等販売業 1 件並びに平成 30 年度における旅館業 2 件及び農林水産物等販売業 0 件）は、10 件未満と僅少になっている。 その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000 万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になって		実績			見込み	目標値	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	132	260	280	253	296
	実績			見込み	目標値															
年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度															
本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	132	260	280	253	296															

いる要因と考えている。

また、農林水産物等販売業については、具体的には農・畜産物や水産物の卸売業、食料や飲料の卸売業などであり、一定の需要は見込まれるが、取得価額 2,000 万円以上かつ新增設に係る設備投資のみを対象とする適用要件が小規模事業者の適用を困難なものにしており、その結果適用件数が少なかったものと考えられる。

なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査（全 234 事業者）によれば、現行制度において設備の更新が対象になっていないことが活用率の低下を招いているとされる意見が全体の 7 割近く（157 事業者）あり、また取得価額の下限額の引き下げを求める意見も全体の 5 割強（126 事業者）あったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、設備投資が促進され、新規雇用者の創出、また雇用の確保に資するものと考えられる。

○適用数が僅少となる業種があっても特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由

これまでの特例措置である特別償却制度は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に、年間 70 件程度の安定的な適用実績があったところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業（当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種）の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており（地域の産業・雇用創造チャート（総務省統計局）、このような基盤作業を育成するための設備投資を促していくことが、当該地域全体の雇用の確保に繋がると考えられる。

過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に現行特例措置の適用があった 67 の事業所のうち、43 の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該 43 の事業所から 170 人の雇用が創出されたとされる。

さらに、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却できるようにしてほしい、取得価額の下限額を引き下げてほしい等といった意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の維持に資するものと考えられる。

以上を踏まえると、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。

なお、旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に全国的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記 2 業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域と地域外との交

流促進が期待され、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。要望のとおり現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を行い、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会減の抑制へとつながるものと予想される。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

平成 28 年度経済センサス活動調査によると、過疎地域に立地する事業所は、資本金規模が 1,000 万円未満の事業所が約半数を占めており、必要な設備投資を適時適切に行える財務的余裕があるケースは多くないものと考えられる。そうした中、本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。

これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

一方、アンケート結果等から、過疎地域に立地する事業者のうち約 5% 以上にすぎない資本金規模 5,000 万円を超える事業者が本特例を適用している実態が窺われるところであり、過疎地域の中小事業者に対する設備投資を促進する効果が不十分であるため、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保が図られると考えられる。

なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になったなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却可能な制度への見直しや、取得価額の下限額の引き下げを求める意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保が図られるものと考えられる。

○過去の効果による本特例措置の直接的な効果

地域の雇用・産業創造チャート（総務省統計局）によれば、地域全体の労働者数は、基盤産業（当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種）の労働者数に比例することから、基盤産業の労働者数の維持が人口維持の鍵とされている。

過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に本特例措置の適用があった 67 の事業所のうち、43 の事業所が、所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所（64.2%。この傾向は、過年度においても同様。）であり、当該 43 の事業所から 170 人の雇用が創出されている。この点、前出のチャートの考え方によれば、基盤産業の従業者数の 6.5 倍が地域全体の従業者数であるとされているところ、本特例措置により、基盤産業において 170 人の雇用が創出されたことに伴い、その結果、全国の過疎地域では、1,100 人余りの雇用が波及的に創出さ

			れたと考えることができる。また、非基盤産業においても雇用が創出(83人)されており、基盤産業ほどではないにしても、これに伴う波及的な雇用創出効果も考えられる。 こうした点を踏まえれば、本特例措置は、過疎地域の雇用の増大に寄与しているものとする。 ※ 達成目標に対する将来の効果について 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が拡充も延長もされない場合、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。 なお、達成目標(1)の社会増減数については、本特例措置のみではなく他の過疎対策施策と併せて達成していくべき目標であり、本特例措置の効果と他の施策による効果とを切り離して考えることが難しく、本特例措置による効果を事前に予測することは困難であることから、今後事業者アンケートや税制適用実態調査などといった、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、現行特例措置との比較した分析等を行うこととしたい。
		⑤ 税収減を是認する理由等	《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト（地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援）などを実施している。 ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。 本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	過疎地域の振興に資する措置であり、当該過疎地域が属する地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 30 年 8 月
----	------------------------	-------------

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

要望書における「要望の措置の適用見込み」、「要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)」及び「租税特別措置の適用実績」欄については、以下の実績及び推計値に基づき、それぞれ計上している。

1. 適用実績

【① 適用額（特別償却限度額）】

年度	適用額(千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
H28	1,105,191	28,317	0	—	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	—	3,670	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	—	0	2,393,457
<u>R1</u>	1,693,662	29,735	—	1,835	1,725,232
<u>R2</u>	1,889,819	30,208	—	1,835	1,921,862

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

※3：平成28年度の適用額の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。

<実績値（平成28～30年度）>

(1) 製造業

全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。

(2) 旅館業

「料理飲食旅館業」の値。

(3) 農林水産物等販売業

「農林水産業」の値。

<推計値の算出方法>

(1) 製造業、旅館業

- ・令和元年度：平成28年度～30年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

(2) 農林水産物等販売業

- ・令和元年度：平成29年度～30年度の2年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。

じ。)

- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均

【② 減収額】

年度	減収額（千円）				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
H28	258,615	6,626	0	—	265,242
H29	380,894	3,620	—	859	385,373
H30	544,745	10,537	—	0	555,282
<u>R1</u>	392,930	6,899	—	426	400,254
<u>R2</u>	438,438	7,008	—	426	445,872

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

＜実績値及び推計値の算出方法＞

前掲【①適用額（特別償却限度額）】に、基本税率（平成28年度～29年度：23.4%、平成30年度～令和2年度：23.2%、）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

【③ 適用件数】

年度	適用件数（件）				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
H28	66	2	0	—	68
H29	73	2	—	1	76
H30	70	2	—	0	72
<u>R1</u>	70	2	—	1	73
<u>R2</u>	71	2	—	1	74

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用件数については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

<実績値（平成 28～30 年度）>

(1) 製造業

全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。

(2) 旅館業

「料理飲食旅館業」の値。

(3) 農林水産物等販売業

「農林水産業」の値。

<推計値の算出方法>

(1) 製造業、旅館業

- ・令和元年度：平成 28 年度～30 年度の 3 年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・令和 2 年度：平成 29 年度～令和元年度（見込み）の 3 年平均。

(2) 農林水産物等販売業

- ・令和元年度：平成 29 年度～30 年度の 2 年平均（小数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・令和 2 年度：平成 29 年度～令和元年度（見込み）の 3 年平均。

2. 適用見込

【① 適用額（割増償却限度額）】

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の適用額については、下記の方法にて求める。

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことのある事業者の投資実績を元に投資金額を算出

(投資金額)	①特別償却の適用実績から算出した投資金額	②新規及び増設以外の取得等に係る投資金額（推計）
2,000 万円以上 ※2	①特別償却の適用実績から算出した投資金額	②新規及び増設以外の取得等に係る投資金額（推計） 新增設：更新 65%：35%※1
500 万円	③取得価額 500 万円～2,000 万円の投資金額（推計）	④取得価額 500 万円～2,000 万円かつ新規及び増設以外の取得等に係る投資金額（推計） 新增設：更新 65%：35%※1

(i) ①については、過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700 万円以上）から、特別償却の適用実績から算出した投資実績となっている。(i) ②、③については①を元に推計しており、④については③を元に推計している。

※1：日本政策金融公庫調査から

※2：過疎対策室の実施した税制適用実績調査では、地方税の減収補填措置を適用し、かつ特別償却を適用した事業者を対象にしていることから、投資金額は 2,700 万円以上のものしか把握できていない。しかしながら、過疎対策室実施の調査と、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の結果を比較すると、平成 30 年実績以外については件数及び投資実績に大きな差がないことから、2,000 万円～2,700 万円の投資を行った事業者は僅少であり、当該投資実績について検討せずとも、結果に大きく影響しない。

(ii) 過去に一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことがない事業者の投資金額を推計

過疎対策室調査において把握できない投資実績については、経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」、中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報/平成 30 年度決算実績）」等の調査結果から推計

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ新增設以外の取得等に係る投資金額を推計

(i) ①を元に推計

以上から、(i) (①+②+③+④) + (ii) - (iii) にて算出した投資金額を元に、
適用額（割増償却限度額）を求める。

詳細の計算方法については下記のとおり。

※単位はいずれも千円

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの
ある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700 万円以上）による
投資金額実績

平成 28 年から令和元年度実績（合計）

投資金額	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計※)	建物等	機械等	建物等
H28	10,584,395	2,654,808	47,485	212,892		
H29	13,822,917	2,270,027	21,437	96,108	0	0
H30	7,576,667	2,304,838	553,260	2,480,465	49,500	0
R1	13,672,231	3,602,165	574,955	2,577,731	3,996	239,842
平均	11,414,053	2,707,960	299,284	1,341,799	17,832	79,947

※：旅館業の機械等については実績がないため、農林水産物等販売業の平成 28 年から
令和元年度における、建物等と機械等の投資の比率（17,832/79,947≒22.3%）を各
年度の旅館業の建物等の投資金額に乗じて推計している。

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式 ①× 0.54※1 ×0.1※2

※1：日本政策金融公庫・総合研究所「第 120 回中小製造業設備投資動向調査結果」
より、新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率は
65%：35%であることから、35/65≒0.54 を乗じる。

※2：①においてすでに新增設の取得について特別償却を適用し、さらに更新を目的
とした取得についても特別償却可能な企業の割合を 1 割程度であると見込み、
0.1 を乗じる（以下③、④についても同様）。

製造業・機械等

$$11,414,053 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{616,359}$$

製造業・建物等

$$2,707,960 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{146,230}$$

旅館業・機械等

$$299,284 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{16,161}$$

旅館業・建物等

$$1,341,799 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{72,457}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$17,832 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{963}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$79,947 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{4,317}$$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

①の算出において用いた税制適用実績調査は、地方税の減収補填措置の要件である 2,700 万円以上の投資を行い、かつ特別償却制度を適用した際の投資金額等のみしか集計出来ていないため、500 万円から 2,700 万円の投資金額について推計する。

★計算式

$$\{(1,600 \text{ 万円} \times 1) \div (1 \text{ 件あたりの平均投資金額} \times 2)\} \times ① \times 0.1$$

※1：1 件あたりの投資金額を 500 万円から 2,700 万円の中央値である 1,600 万円と仮定。

※2：過疎地域における事業用設備等に係る特別償却適用 1 件あたりの平均投資額については、①を平成 28～令和元年度の平均投資件数で割って算出。なお、平均投資件数については下記のとおり（過疎室における税制適用実績調査より）。

適用 件数	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計)	建物等	機械等	建物等
H28	68	20	0.45	2		
H29	63	13	0.89	4	0	0
H30	64	16	1.12	5	1	0
R1	56	18	0.45	2	1	2
平均	63	16.75	1	3	1	0.67

製造業・機械等

$$\{16,000 \div (11,414,053 \div 63)\} \times 11,414,053 \times 0.1 = \underline{100,800}$$

製造業・建物等

$$\{16,000 \div (2,707,960 \div 16.75)\} \times 2,707,960 \times 0.1 = \underline{26,800}$$

旅館業・機械等

$$\{16,000 \div (299,284 \div 1)\} \times 299,284 \times 0.1 = \underline{1,600}$$

旅館業・建物等

$$\{16,000 \div (1,341,799 \div 3)\} \times 1,341,799 \times 0.1 = \underline{4,800}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$\{16,000 \div (17,832 \div 1)\} \times 17,832 \times 0.1 = \underline{1,600}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$\{16,000 \div (79,947 \div 0.67)\} \times 79,947 \times 0.1 = \underline{1,072}$$

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

③で算出した金額を元に、②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を乗じて算出。

★計算式 ③×0.54×0.1

製造業・機械等

$$100,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{5,443}$$

製造業・建物等

$$26,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{1,447}$$

旅館業・機械等

$$1,600 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{86}$$

旅館業・建物等

$$4,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{259}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$1,600 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{86}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$1,072 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{58}$$

（ii）投資金額が500万円から2,700万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）

中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報／平成30年度決算実績）」から、製造業における「建物・構築物・建物附属設備」と「機械装置」の合計の設備投資額について、資本金1,000万円以下の事業者の投資額が2,000万円未満（2,093万円）となることから、資本金1,000万円以下の事業者の投資実績を算出する。

★計算式

(資本金 1,000 万円以下の製造業の投資実績※1)
 × (500 万円～2,700 万円の投資実績の割合※2)
 × { (資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数※3)
 / (資本金 1,000 万円以下の全国立地企業数※4) }
 × (小規模事業者の投資割合※5)
 × (現行特別償却の活用割合※6)

※1: 中小企業庁「中小企業実体基本調査(令和元年確報/平成 30 年度決算実績)」より

※2: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」から、製造業の 500 万円～1,000 万円の投資実績 10.9%に、1,000 万円～5,000 万円の 23.3%の 1/2(1,000～5,000 の中央値は 2,700 と比較的近い数値である 3,000 であることから 1/2 とする)の 11.65%を合計した割合を用いた。

※3, 4: 経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

※5: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」より

※6: 過疎室実施の事業者アンケートより、全投資事業者のうち過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用した事業者の割合。過疎室実施の事業者アンケート結果から、
 2,700 万円超投資実績: 500～2,700 万円投資実績=93:36 であることから、
 $36/93 \div 0.39$ をかけた。

※7: 旅館業及び農林水産物等販売業については、さらに製造業と比較した場合の比率 ((i) ①)を用いて算出)を乗じて算出している。

製造業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{373,376}$$

製造業・建物等

$$233,522,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{119,832}$$

旅館業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.026 = \underline{9,708}$$

旅館業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.496 = \underline{59,437}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.002 = \underline{747}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.03 = \underline{3,595}$$

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資金額について（推計）

製造業及び旅館業において、資本金 5,000 万円以上の事業者については、新增設に係る取得に限り税制適用が可能とすることから、更新に係る投資については差し引く必要がある。

(i) ②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を用いて算出。

★計算式

$$(i) \times (\text{資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数} / \text{全体の事業者数} \times) \times 0.54$$

※：過疎室で行った税制適用実績調査から、資本金規模が判明した製造業 38 事業者のうち、

資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数：全体の事業者数＝18：38
であることから、18/38 をかけた。

$$\text{製造業・機械等} \quad 12,136,655 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{3,080,283}$$

$$\text{製造業・建物等} \quad 2,882,437 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{731,562}$$

$$\text{旅館業・機械等} \quad 317,132 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{80,488}$$

$$\text{旅館業・建物等} \quad 1,419,315 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{360,222}$$

(2) 投資額合計（(1)より）

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

$$\text{製造業・機械等} \quad 12,136,655 + 373,376 - 3,080,283 = \underline{9,429,748}$$

$$\text{製造業・建物等} \quad 2,882,437 + 119,832 - 731,562 = \underline{2,270,706}$$

$$\text{旅館業・機械等} \quad 317,132 + 9,708 - 80,488 = \underline{246,352}$$

$$\text{旅館業・建物等} \quad 1,419,315 + 59,437 - 360,222 = \underline{1,118,530}$$

$$\text{農林水産物等販売業・機械等} \quad 20,481 + 747 = \underline{21,228}$$

$$\text{農林水産物等販売業・建物等} \quad 85,394 + 3,595 = \underline{88,989}$$

(3) 情報サービス業等の投資額合計について（推計）

現行の過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象業種となっていないことから、半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の適用実績から推計。

★計算式

（平成 30 年度における半島実績※1）

× {（全過疎市町村）

／（平成 30 年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2） }

※1, 2：国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供

情報サービス業等・機械等 $362,179 \times 817 / 193 = \underline{1,533,162}$

情報サービス業等・建物等 $235,758 \times 817 / 193 = \underline{998,001}$

(4) 償却額（割増償却限度額）について

※機械等：耐用年数 10 年、建物等：耐用年数 30 年 とする

★計算式

機械等：期首の未償却残高 × 償却率（0.2） × 32/100

建物等：取得価額 × 償却率（0.034） × 48/100

計算すると以下のとおり。（※（）内の数値は期首の未償却残高）

	製造業		旅館業		農林水産物等販売業		情報サービス業等	
	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等
1 年目	603,504 (9,429,748)	37,058 (2,270,706)	15,767 (246,352)	18,254 (1,118,530)	1,359 (21,228)	1,452 (88,989)	98,122 (1,533,162)	16,287 (998,001)
2 年目	444,179 (6,940,295)	37,058 (2,156,444)	11,604 (181,315)	18,254 (1,062,246)	1,000 (15,624)	1,452 (84,511)	72,218 (1,128,407)	16,287 (947,782)
3 年目	326,916 (5,108,057)	37,058 (2,042,182)	8,541 (133,448)	18,254 (1,005,961)	736 (11,499)	1,452 (80,033)	53,152 (830,508)	16,287 (897,562)
4 年目	240,610 (3,759,530)	37,058 (1,927,920)	6,286 (98,218)	18,254 (949,677)	542 (8,463)	1,452 (75,555)	39,120 (611,254)	16,287 (847,343)
5 年目	221,361 (2,767,014)	37,058 (1,813,658)	5,783 (72,288)	18,254 (893,392)	498 (6,229)	1,452 (71,077)	35,991 (449,883)	16,287 (797,123)

以上を業種ごとにまとめると下記の表のとおり。

	適用額（千円）				
年度	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	合計
令和3年度	640,562	34,021	2,811	114,409	791,803
令和4年度	1,121,799	63,880	5,264	202,915	1,393,856
令和5年度	1,485,773	90,675	7,452	272,354	1,856,253
令和6年度	1,763,441	115,216	9,446	327,762	2,215,863
令和7年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和8年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和9年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和10年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和11年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和12年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

【② 減収見込額】

	減収見込額（千円）				
年度	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	合計
令和3年度	148,610	7,893	652	26,543	183,698
令和4年度	260,257	14,820	1,221	47,076	323,375
令和5年度	344,699	21,037	1,729	63,186	430,651
令和6年度	409,118	26,730	2,191	76,041	514,080
令和7年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和8年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和9年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和10年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和11年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和12年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

＜推計値の算出方法＞

前掲【①適用見込額（割増償却限度額）】に、基本税率（23.2%（見込））を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

【③ 適用見込件数】

※1：考え方は【①適用見込額】と同様

※2：計算の過程で1以下になるものについては、1件として計算している。

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことがある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）から、特別償却適用実績件数

	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
H28	69	4	
H29	67	2	0
H30	69	5	1
R1	63	2	2
平均	67	3	1

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式 ①×0.54

製造業 $67 \times 0.54 = 36$

旅館業 $3 \times 0.54 = 2$

農林水産物等販売業 $1 \times 0.54 = 1$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

★計算式 ①×0.39※

製造業 $67 \times 0.39 = 26$

旅館業 $3 \times 0.39 = 1$

農林水産物等販売業 $1 \times 0.39 = 1$

※：過疎室実施の事業者アンケート結果から、

2,700万円超投資実績：500～2,700万円投資実績＝93：36 であることから、
 $36/93 \div 0.39$ をかけた。

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

★計算式 $\text{③} \times 0.54$

製造業 $26 \times 0.54 = 14$

旅館業 $1 \times 0.54 = 1$

農林水産物等販売業 $1 \times 0.54 = 1$

(ii) 投資金額が 500 万円から 2,700 万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）

★計算式

（資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数※）
 $\times$ （500 万円～2,700 万円の投資実績の割合）
 $\times$ （小規模事業者の投資割合） $\times$ （現行特別償却の活用割合）

製造業 $8852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 = 57$

旅館業 $8852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.049 = 3$

農林水産物等販売業 $8852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.015 = 1$

※：経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資実績をもつ事業者について（推計）

★計算式

（資本金規模 5,000 万円以上の過疎地域に立地する企業数※1）
 $\times \{ (\text{資本金 5,000 万円以上の設備投資を行った事業者数} / \text{資本金 5,000 万円以上の全事業者※2}) \} \times 0.54 \times (\text{現行特別償却の活用割合})$

※1：経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

※2：中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報／平成 30 年度決算実績）」より

製造業 $1183 \times 8618 / 11033 \times 0.54 \times 0.18 = 90$

旅館業 $308 \times 110 / 720 \times 0.54 \times 0.18 = 5$

(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

$$\text{製造業} \quad 143 + 57 - 90 = 111$$

$$\text{旅館業} \quad 7 + 3 - 5 = 5$$

$$\text{農林水産物等販売業} \quad 4 + 1 = 5$$

(3) 情報サービス業等の適用見込件数について

★計算式

(平成 30 年度における半島実績※1)

× { (全過疎市町村)

／ (平成 30 年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2) }

$$\text{情報サービス業等} \quad 5 \times 817 / 193 = 21$$

※1, 2 : 国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供

(4) 適用見込件数

年度	適用件数				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	111	5	5	21	142
令和4年度	222	10	10	42	284
令和5年度	333	15	15	63	426
令和6年度	444	20	20	84	568
令和7年度	555	25	25	105	710
令和8年度	555	25	25	105	710
令和9年度	555	25	25	105	710
令和10年度	555	25	25	105	710
令和11年度	555	25	25	105	710
令和12年度	555	25	25	105	710

3. 本特例措置が多数の業種で活用されていることについて

- 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）に基づく本特例の適用状況

過疎地域における工業用機械等の特別償却

（単位：千円）

業種	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	合計		合計		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	2	18,090	1	3,670	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	1	1,549	2	58,193	4	51,870
製造業	56	1,020,191	60	1,474,365	56	2,166,034
食料品製造業	7	75,073	10	279,141	11	139,994
繊維工業	2	45,584	1	549	2	14,062
木材、木製品製造業	0	0	1	4,346	1	24,525
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	1	9,407	0	0	0	0
化学工業	3	34,758	2	26,872	3	52,407
石油製品製造業	0	0	1	11,272	1	8,803
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	1	647	4	12,007	3	40,628
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	85,476	2	39,447	1	26,000
鉄鋼業	1	69,883	4	50,593	1	29,396
非鉄金属製造業	2	61,608	1	58,695	2	57,118
金属製品製造業	13	132,872	9	162,763	9	53,381
機械製造業	8	208,938	6	381,700	9	46,097
産業用電気機械器具製造業	2	91,845	3	99,880	3	139,525
民生用電気機械器具電球製造業	1	5,035	2	14,180	2	1,386,663
通信機械器具製造業	3	16,945	3	42,565	1	1,992
輸送用機械器具製造業	6	84,820	9	282,605	6	126,312
理化学機械器具等製造業	1	4,115	0	0	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	3	93,178	2	7,740	1	19,122
卸売業	3	50,881	6	57,279	5	78,696
小売業	0	0	0	0	3	49,833
料理飲食旅館業	2	28,317	2	15,470	2	45,417
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	2	2,276	0	0	0	0
運輸通信公益事業	0	0	0	0	0	0
サービス業	1	1,820	4	20,112	2	1,603
その他	1	10,384	1	17,803	0	0
合計	68	1,133,508	76	1,646,892	72	2,393,453

※ 要望書の集計では、「農林水産業」に計上されているものを「農林水産物等販売業」に、また「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」にそれぞれ計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

過疎法第30条に係る事業用設備等に係る特別償却実績（法人税）（過疎対策室調査により把握）

平成28年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	コールセンター	旅館業		
北海道	3	0	0	3	4.3%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	1	0	0	1	1.4%
宮城県	0	0	0	0	0.0%
秋田県	3	0	0	3	4.3%
山形県	4	0	0	4	5.8%
福島県	3	0	0	3	4.3%
茨城県	2	0	0	2	2.9%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	2	2.9%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	1	0	0	1	1.4%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	-	-	-	-	0.0%
新潟県	0	0	0	0	0.0%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	0	0	0	0	0.0%
福井県	0	0	0	0	0.0%
山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	1	0	1	2	2.9%
岐阜県	3	0	0	3	4.3%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	2	0	0	2	2.9%
三重県	1	0	0	1	1.4%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	0	0	1	1.4%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	1	2	2.9%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	1	0	0	1	1.4%
島根県	0	0	0	0	0.0%
岡山県	7	0	0	7	10.1%
広島県	9	0	0	9	13.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	0	0	0	0	0.0%
香川県	7	0	0	7	10.1%
愛媛県	2	0	0	2	2.9%
高知県	1	0	0	1	1.4%
福岡県	0	0	0	0	0.0%
佐賀県	3	0	0	3	4.3%
長崎県	1	0	0	1	1.4%
熊本県	0	0	0	0	0.0%
大分県	2	0	0	2	2.9%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	6	0	0	6	8.7%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	67	0	2	69	100.0%

※H28.5.1～H29.4.30の期間の集計

平成29年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	7	0	2	9	13.0%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	2	0	0	2	2.9%
宮城県	0	0	0	0	0.0%
秋田県	3	0	0	3	4.3%
山形県	2	0	0	2	2.9%
福島県	2	0	0	2	2.9%
茨城県	2	0	0	2	2.9%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	1	0	0	1	1.4%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	3	0	0	3	4.3%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	5	0	0	5	7.2%
福井県	1	0	0	1	1.4%
山梨県	1	0	0	1	1.4%
長野県	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	2	0	0	2	2.9%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	0	1	1.4%
奈良県	2	0	0	2	2.9%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	1	0	0	1	1.4%
島根県	0	0	0	0	0.0%
岡山県	7	0	0	7	10.1%
広島県	5	0	0	5	7.2%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	1	0	0	1	1.4%
香川県	9	0	0	9	13.0%
愛媛県	0	0	0	0	0.0%
高知県	1	0	0	1	1.4%
福岡県	2	0	0	2	2.9%
佐賀県	2	0	0	2	2.9%
長崎県	1	0	0	1	1.4%
熊本県	2	0	0	2	2.9%
大分県	2	0	0	2	2.9%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	67	0	2	69	100.0%

※H29.5.1～H30.5.30の期間の集計

平成30年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	5	0	0	5	6.7%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0.0%
宮城県	3	0	0	3	4.0%
秋田県	3	0	0	3	4.0%
山形県	3	0	0	3	4.0%
福島県	3	0	0	3	4.0%
茨城県	1	0	0	1	1.3%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	1	0	0	1	1.3%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	1	0	0	1	1.3%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	6	0	0	6	8.0%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	2	0	1	3	4.0%
福井県	2	0	0	2	2.7%
山梨県	1	0	0	1	1.3%
長野県	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	3	0	0	3	4.0%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	0	0	0	0	0.0%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	1	1	1.3%
鳥取県	1	0	0	1	1.3%
島根県	2	1	0	3	4.0%
岡山県	6	0	1	7	9.3%
広島県	9	0	0	9	12.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	1	0	0	1	1.3%
香川県	4	0	0	4	5.3%
愛媛県	0	0	1	1	1.3%
高知県	2	0	0	2	2.7%
福岡県	5	0	0	5	6.7%
佐賀県	0	0	0	0	0.0%
長崎県	2	0	1	3	4.0%
熊本県	1	0	0	1	1.3%
大分県	1	0	0	1	1.3%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	1	0	0	1	1.3%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	69	1	5	75	100.0%

※H30.6.1～H31.4.30の期間の集計

令和元年

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	4	0	1	5	6.7%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0.0%
宮城県	1	0	0	1	1.3%
秋田県	1	0	0	1	1.3%
山形県	6	0	0	6	8.0%
福島県	1	0	0	1	1.3%
茨城県	0	1	0	1	1.3%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	2	2.7%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	5	0	0	5	6.7%
富山県	2	0	0	2	2.7%
石川県	1	0	0	1	1.3%
福井県	2	0	0	2	2.7%
山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	0	0	1	1	1.3%
岐阜県	2	0	0	2	2.7%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	0	0	1	1.3%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	3	1	0	4	5.3%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	3	0	0	3	4.0%
島根県	3	0	0	3	4.0%
岡山県	5	0	0	5	6.7%
広島県	6	0	0	6	8.0%
山口県	2	0	0	2	2.7%
徳島県	0	0	0	0	0.0%
香川県	1	0	0	1	1.3%
愛媛県	2	0	0	2	2.7%
高知県	0	0	0	0	0.0%
福岡県	5	0	0	5	6.7%
佐賀県	2	0	0	2	2.7%
長崎県	2	0	0	2	2.7%
熊本県	0	0	0	0	0.0%
大分県	1	0	0	1	1.3%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	63	2	2	67	100.0%

※R1.5.1～R2.4.30の期間の集計

- 神奈川県は平成29年4月1日から、真鶴町が過疎地域に指定された。
- 平成29年度の税制改正で、コールセンターを対象事業から除外し、農林水産物等販売業を対象事業に追加した。
- 平成29年度実績においては、豪雨災害の対応のために回答できない8自治体を調査から除外している。（調査対象外：岐阜県（関市）、広島県（呉市等の6市）、愛媛県（大洲市））